

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外265名

被告 国 外1名

準備書面（33）

2016（平成28）年4月21日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
外

記

1 再求釈明

（1）被告原電は、準備書面（5）において、原子炉水位（広帯域A）のプロセスコンピュータ及びナトラスデータ、並びに及び原子炉水位（広帯域B）のプロセスコンピュータが、「原子炉スクラムによる検出器停電のため」平成23年3月11日14時49分～データの欠落があると述べていた（同書面図9、図10）。

原告らが、原子炉スクラムにより検出器が停電することは原発の安全設計上あってはならない事態であるので、その意味を明らかにするように釈明を求めたところ、平成27年12月3日付け書面において「東北地方太平洋沖地震の影響により原子炉が自動停止（スクラム）した後に外部電源が喪失し、原子炉保護系母線への電源供給が遮断された。この電源供給の

遮断により、同母線に接続されているプロセスコンピュータ及びナトラス等の一部の検出器が停電した」と回答した。

しかし、両書面を比較すると、準備書面（５）では、検出器停電の原因は「原子炉スクラム」であり、平成 27 年 12 月 3 日付け書面では「外部電源喪失」であって、明らかに異なる説明をしている。

被告準備書面（５）で行っていた説明をしなかったことにするのではなく、準備書面（５）で説明した内容に即して釈明することを改めて求める。

（２）また、平成 27 年 12 月 3 日付け書面において、被告原電は「本件発電所においては、275KV と 154KV との 2 種類の外部電源に加えて、非常用ディーゼル発電機から電源供給を受けることができ、これにより、外部電源のうち 275KV が喪失した場合であっても、154KV 又は非常用ディーゼル発電機からの電源供給に自動で切替わり、電源が確保される」と説明している。この説明によれば、外部電源 275KV が喪失しても自動で切替わって電源が確保され、電源喪失にはならないことになる。

しかるに、被告電源は、原子炉緊急停止系は「外部電源のうち 275KV が喪失した場合、原子炉保護系母線（A系・B系）の電源供給を自動的に遮断して原子炉緊急停止系の電源を喪失させて、確実にスクラムする設計となっている。検出器はこの母線に接続していたから停電した。」と説明し、275KV の外部電源が喪失すると検出器の電源が喪失する設計になっているかのような説明をしている。これは 275KV の外部電源が喪失しても他の電源に自動的に切り替わるという説明と矛盾するものである。

検出器は、事故時の重要なデータを検出するものであり、事故状況の把握に欠かせないものであるから、1 系統の外部電源が喪失しても検出器の電源が確保される設計になっていなければならない、上記被告原電の説明のとおりであれば、本件原発は安全性に欠ける設計である。

そこで再度被告原電に対し以下の点について釈明を求める。

①外部電源 275KV が喪失した場合に、原子炉水位（広帯域A）のプロセスコンピュータ及びナトラスデータ、並びに原子炉水位（広帯域B）のプロセスコンピュータに通ずる検出器の電源は、自動的に喪失する設計になっていたのか否か。②仮にそのような設計になっていたとすると、外部電源の 1 系統が喪失しても、他の電源に自動的に切り替わり電源は確保されるという設計に反することになるが、そのような設計にした理由は何か。③この設計の仕方は、全ての原発に共通の設計であるのか否か。

以

上